

共済年金 だより

No.100

平成23年1月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

< 重要 >

平成22年分公的年金等の源泉徴収票の送付について…………… 2頁

平成22年分の所得税の確定申告について…………… 3頁

< お知らせ／お願い >

年金加入期間確認通知書、支給状態証明書及び年金支給額証明書が必要になった方について…………… 4頁

年金受給者の皆様からよくある質問…………… 5・6頁

「ねんきん案内」の同封について…………… 6頁

読者のひろば…………… 7頁

平成23年年金カレンダー・お問い合わせ先…………… 8頁



「金閣寺と雪の花」京都市 高田慶昭（京都府）

年金受給者の皆様へ

国家公務員共済組合連合会

新年を迎えられ皆様方にはますますお元気でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、「共済年金だより」は、皆様のご理解とご支援によりおかげさまで昭和50年2月の創刊以来すでに35年、今回で第100号を迎える事になりました。この機会に厚く御礼申し上げます。

この間年金受給者数は、約13万人から平成21年度末で113万人を超えるにいたっております。「共済年金だより」は、共済年金制度の改正のたびに、早い機会に改正情報等を提供しております。今後も年金受給者の皆様に年金をご理解していただくための情報誌として、紙面の充実にも努めていきたいと考えております。

「共済年金だより」がこれまでと同様に年金受給者の皆様のご理解の一助ともなれば幸いに存じます。

「平成22年分公的年金等の源泉徴収票」を「はがき」で1月中旬に発送します。

(遺族給付又は障害給付は非課税ですのでお送りしません)

退職共済年金等の受給者の皆様へ

平成22年中に連合会がお支払した年金の「支払金額」や所得税として徴収した「源泉徴収税額」を載せた「平成22年分公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます。)を、**平成23年1月中旬に発送します。**

この「源泉徴収票」は、所得税法上、雑所得として課税の対象となる退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金及び船員通算老齢年金(以下「退職共済年金等」といいます。)を受給されている皆様にお送りします。

「源泉徴収票」は、次のような「郵便はがき」でお届けします。

(平成23年2月16日から受付が始まります「平成22年分の所得税の確定申告」などの際に必要となりますので大切に保管してください。)



B面の
開封箇所
をひらくと

[平成22年分所得税の確定申告について
のお知らせ]となっております。

A面の
開封箇所
をひらくと

次頁に掲載した内容
の[源泉徴収票]と
なっております。

平成22年分の所得税の確定申告について

退職共済年金等は、源泉徴収した所得税について、給与所得のような「年末調整」による税額の精算は行うことができません。このため、次のような方は確定申告で税額の精算をしていただく必要があります。

- 退職共済年金等の他に給与所得、不動産所得、事業所得などの所得金額のある方
- 退職や老齢を給付事由とする年金を二つ以上受給されている方
- 扶養親族等の増加などにより、年の途中で申告内容に変更が生じた方
- 「生命保険料控除」、「社会保険料控除」、「医療費控除」などを受けようとされる方

詳しくは、「郵便はがき」でお届けする「源泉徴収票」が届いた際に、はがきのB面に記載している、「平成22年分所得税の確定申告についてのお知らせ」をご参照ください。

(A面) 源泉徴収票の主な欄の説明		平成22年分 公的年金等の源泉徴収票																																																																																																							
<p>「区分」の欄の適用区分</p> <p>法第203条の3第1号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方</p> <p>法第203条の3第2号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金(日本年金機構)と65歳からの「退職共済年金」(連合会)を受けておられる方</p> <p>この欄には、65歳に達した翌月からの支払金額と源泉徴収税額を記載しています。なお、65歳に達した月までの分は、法第203条の3第1号適用分に記載しています。</p> <p>法第203条の3第3号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出されていない方または提出を要しない方</p> <p>「支払金額」及び「源泉徴収税額」の欄 公的年金等のその年分の支払総額と源泉徴収税額を記載しています。</p> <p>「本人」、「控除対象配偶者の有無等」、「扶養親族の数」及び「障害者の数」の欄 源泉徴収の際に受けた所得控除の該当事項を*または人数で表示しています。</p> <p>「社会保険料の金額」の欄 公的年金等の支払の際に控除した特別徴収額(介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の総額を記載しています。 また、摘要欄に、特別徴収額(介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の内訳を表示しています。</p> <p>*「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ 個人住民税は、「介護保険料」、「国民健康保険料」、「長寿(後期高齢者)医療制度保険料」と異なり社会保険料ではないことから、その徴収額を源泉徴収票に記載することは出来ませんので、ご了承ください。</p>		<table border="1"> <tr> <td>支払を受ける者</td> <td>住所又は居所 氏名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>(受給者番号)</td> <td>生年月日</td> <td>明治</td> <td>大正</td> <td>昭和</td> <td>平成</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>支払金額</td> <td colspan="4">源泉徴収税額</td> </tr> <tr> <td>法第203条の3第1号適用分</td> <td>千円 円</td> <td colspan="4">千円 円</td> </tr> <tr> <td>法第203条の3第2号適用分</td> <td>千円 円</td> <td colspan="4">千円 円</td> </tr> <tr> <td>法第203条の3第3号適用分</td> <td>千円 円</td> <td colspan="4">千円 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本人</td> <td colspan="4">社会保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>その他の障害者</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">千円 円</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者の有無等</td> <td>扶養親族の数</td> <td colspan="2">障害者の数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>有 無 老人控除対象配偶者</td> <td>特 定 老 人 其 他</td> <td>特 別</td> <td>其 他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>人 人 人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">(摘要)</td> </tr> <tr> <td>支払者</td> <td>所在地</td> <td colspan="4">〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名称</td> <td colspan="4">国家公務員共済組合</td> </tr> <tr> <td>署番号</td> <td>01101</td> <td>整理番号</td> <td>0018710</td> <td colspan="2">見本</td> </tr> </table>		支払を受ける者	住所又は居所 氏名					(受給者番号)	生年月日	明治	大正	昭和	平成			年 月 日				区分	支払金額	源泉徴収税額				法第203条の3第1号適用分	千円 円	千円 円				法第203条の3第2号適用分	千円 円	千円 円				法第203条の3第3号適用分	千円 円	千円 円				本人		社会保険料の金額				特別障害者	その他の障害者							千円 円				控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数				有 無 老人控除対象配偶者	特 定 老 人 其 他	特 別	其 他				人 人 人	人	人			(摘要)						支払者	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎					名称	国家公務員共済組合				署番号	01101	整理番号	0018710	見本	
支払を受ける者	住所又は居所 氏名																																																																																																								
(受給者番号)	生年月日	明治	大正	昭和	平成																																																																																																				
		年 月 日																																																																																																							
区分	支払金額	源泉徴収税額																																																																																																							
法第203条の3第1号適用分	千円 円	千円 円																																																																																																							
法第203条の3第2号適用分	千円 円	千円 円																																																																																																							
法第203条の3第3号適用分	千円 円	千円 円																																																																																																							
本人		社会保険料の金額																																																																																																							
特別障害者	その他の障害者																																																																																																								
		千円 円																																																																																																							
控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数																																																																																																							
有 無 老人控除対象配偶者	特 定 老 人 其 他	特 別	其 他																																																																																																						
	人 人 人	人	人																																																																																																						
(摘要)																																																																																																									
支払者	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎																																																																																																							
	名称	国家公務員共済組合																																																																																																							
署番号	01101	整理番号	0018710	見本																																																																																																					

「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ

平成21年10月定期支給分の年金から、市区町村の依頼により、「介護保険料」、「国民健康保険料」、「長寿(後期高齢者)医療制度保険料」に加えて、65歳以上の年金受給者の方の「個人住民税」が特別徴収されることとなりました。

この個人住民税は、「介護保険料」、「国民健康保険料」、「長寿(後期高齢者)医療制度保険料」と異なり社会保険料ではないことから、その徴収額を源泉徴収票に記載することは出来ませんので、ご了承ください。

「年金加入期間確認通知書」・「支給状態証明書」・「年金支給額証明書」が必要になった方へ

1 年金加入期間確認通知書の請求について

年金受給者ご本人または配偶者が厚生年金保険、国民年金など他の公的年金制度の年金を請求するときには、国家公務員共済組合の「年金加入期間確認通知書」が必要となります。その際は、「年金加入期間確認請求書」の用紙に必要事項を記入し、請求書の用紙がないときには、便箋等に記載例のように必要事項を記入し、返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

なお、請求書の用紙は、[国家公務員共済組合連合会ホームページ](http://www.kkr.or.jp/)(<http://www.kkr.or.jp/>)よりダウンロードすることも可能です。

(記載例)

年金加入期間確認通知書の発行依頼について

- ①年金証書記号番号、②請求者の氏名(フリガナ)、③年金受給者の氏名(フリガナ)、
- ④年金受給者生年月日、⑤請求者の郵便番号・住所、⑥請求者の電話番号、⑦請求の理由、⑧必要枚数

(注1) 社会保険労務士等が請求する場合は、委任状を添付してください。

(注2) 連合会から年金が2つ以上決定されている場合は、①は全ての年金証書記号番号を記入してください。

(注3) 請求者が年金受給者ご本人の場合は、②請求者の氏名を記入する必要はありません。

(注4) 請求者が年金受給者と離婚されている場合は、婚姻と離婚の記載されている戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)を添付してください。

2 支給状態証明書の請求について

年金の受給権を担保にして、「日本政策金融公庫」(沖縄在住者の方に限っては「沖縄振興開発金融公庫」)から、貸付けを受けることができます。

貸付けを受けるときは、支給状態証明書(用紙は日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にあります)に、連合会で年金額、最終の支払済みの支給期月等の支給状態に関する証明を受け、貸付けを受けようとする公庫に提出します。

支給状態証明書が必要なときは、当該証明書に氏名(フリガナ)、年金証書記号番号を記入し返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

詳細については、最寄りの「日本政策金融公庫」または「沖縄振興開発金融公庫」にお尋ねください。

3 年金支給額証明書の請求について

障害(共済)年金、遺族(共済)年金は非課税のため、源泉徴収票は、送付しておりません。

これらの年金を受給している方が、各種学校の奨学金、授業料の免除及び老人ホームへの入所などの資格審査等のために証明書が必要な場合は、年金支給額証明書(以下「証明書」といいます。)を発行いたします。

証明書が必要なときは、年金証書記号番号、氏名(フリガナ)、電話番号、何年分の証明書が必要なのか、また使用目的を便箋等に記入し、返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

〈請求先〉国家公務員共済組合連合会年金部 証明書担当 電話03—3265—8141(代表)

年金受給者の皆様からよくある質問



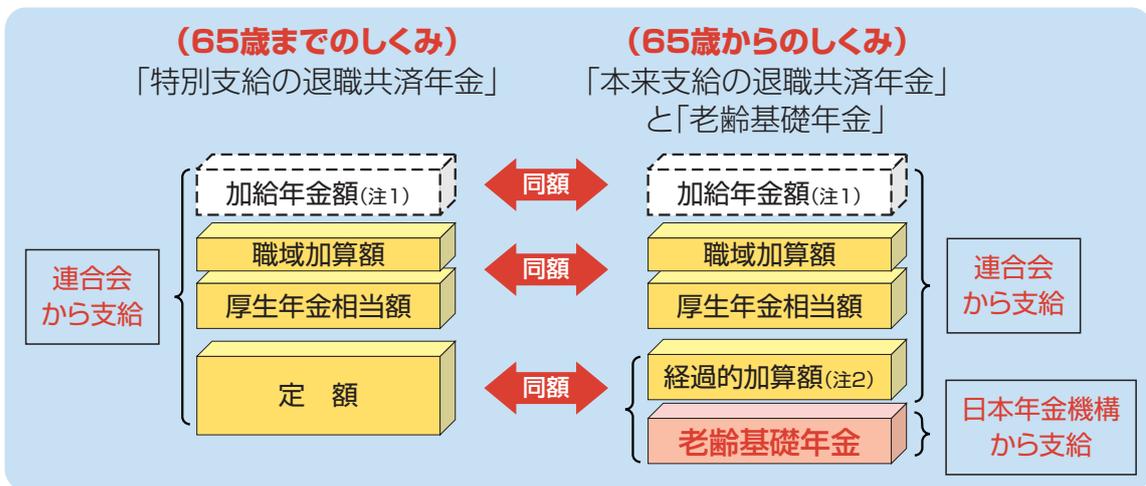
退職共済年金の年金受給者ですが、65歳になると年金額が少なくなると聞きました。本当でしょうか？



(1) 昭和24年4月1日までに生まれた方

昭和24年4月1日までに生まれた方の場合、65歳になると年金をお受け取りになる仕組みが変わります。具体的には、65歳になると連合会から支給される退職共済年金の「定額」に代わり、日本年金機構から国民年金の老齢基礎年金が支給されることとなります。(下図参照)

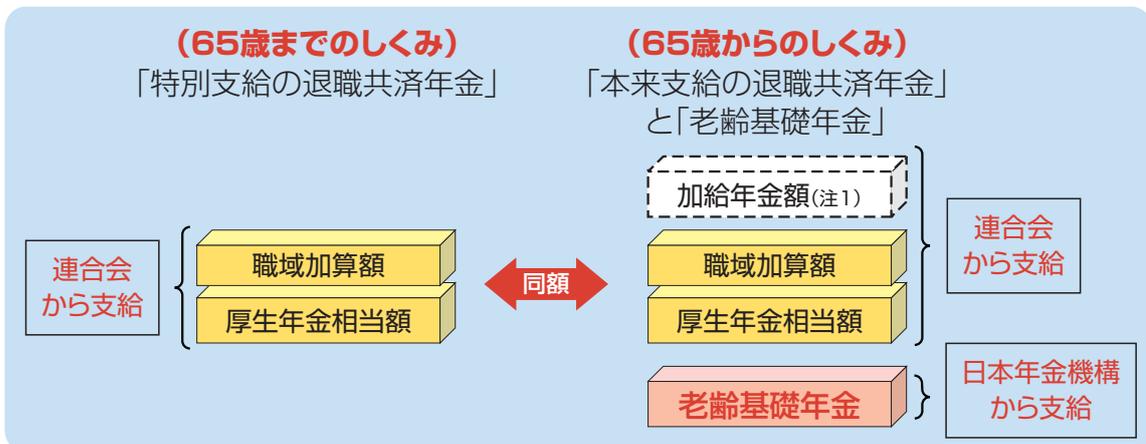
このため、退職共済年金の年金額は65歳から少なくなりますが、日本年金機構の老齢基礎年金を合わせれば実際にお受け取りになる年金額が減ることはありませんのでご安心ください。



(2) 昭和24年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方

昭和24年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の場合は、原則として65歳前と後の退職共済年金の年金額は変わりませんが、加給年金額の対象者がいる場合は65歳から加給年金額が加算されます。

また、65歳からは日本年金機構から国民年金の老齢基礎年金が支給されることとなります。(下図参照)(※65歳までの退職共済年金には、定額の加算はありません。)



(注1) 加給年金額は、原則として退職共済年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上ある年金受給者で、退職共済年金の受給権を取得した当時(加給年金額の支給開始年齢に達したとき)に、その者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者(事実婚を含む)、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害等級1級か2級の障害の状態にある20歳未満の子がある場合に加算されます。

(注2) 経過的加算額は、退職共済年金の「定額」から老齢基礎年金を差し引いた金額です。

2 質問

- ① 転居したのですが、
- ② 年金を受け取る金融機関を変えたいのですが、
どのような手続きをしたらよいですか？

2 答え

(①②いずれの手続きも)

「届出用紙綴」にあります「住所・払渡金融機関変更届」に必要事項を記入し、連合会へ送付してください。

この変更届用紙は、国家公務員共済組合連合会ホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)からダウンロードすることもできます。

転居・住居表示の変更の方

- 転居のほか、住居表示の変更など、地番が変更になる方は「住所・払渡金融機関変更届」の提出が必要となります。
ただし、市町村合併による住所変更については、連合会において変更処理をいたしますので、届出の必要はありません。
- 転居先が、「住民基本台帳ネットワークシステム」に加入していない市町村である場合は、転居後の住民票の提出が必要となります。

* 転居後に、「住所・払渡金融機関変更届」のご提出がない場合

転居先の住所の連絡がない場合は、登録住所が転居前の住所のままになります。このため、重要な書類やお知らせをお届けできなくなります。

金融機関の変更の方

- 年金の受取金融機関を変更される方で、今使っている口座を解約する予定のある場合は、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認してから、今使っている口座を解約してください。

3 質問

源泉徴収票が届きません。

- 私は
- ① 遺族(共済)年金を受給しています。
 - ② 障害(共済)年金を受給しています。

3 答え

①遺族(共済)年金と、②障害(共済)年金は、非課税の年金です。

そのため、いずれの年金からも所得税を徴収していないので、源泉徴収票はお送りしておりません。

(退職(共済)年金等、退職を給付事由とした年金を受給中の方には、平成23年1月中旬に源泉徴収票の発送を予定しています。)

「ねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「ねんきん案内」を作成し、同封しましたのでご利用ください。なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。



読者のひろば



私の半生

昭和44年12月23日不慮の事故により43歳の若さで急逝しました主人亡き後、一男二女の子供達を専業主婦から一転再就職しまして、進学、就職、結婚、娘の出産の世話等親としての務めを終えました。

昭和54年春長男の東京転勤、長女、次女の相次ぐ結婚と続き、その年の11月アッとと思う間に一人暮らしと成り以来30年余り。

省みて、私は共済年金だよりを創刊以来拝見していたのだと回想しております。

共済年金だよりの1頁を飾る写真は、とても素敵で切取って台紙に張り四季折々に合わせて眺めたり、重要事項やお知らせ等私に係る記事は丹念に読んでおります。

読者のひろばの記事も、皆様とても前向きに生活していられるのに啓発されております。

長女の主人が、外地勤務でブラジルのリオデジャネイロに在住していました昭和57年2月に2人目の子供が生まれる事になり、その世話に30時間近く飛行機に乗って行って参りました。其の外色々な事がありましたが、何とか乗り切ってこられたのは主人が見守ってくれたのだと思っています。

私には5人の孫がいます、5人目の孫もT大学から大学院へと進み来春は卒業、就職も決まっていますので、主人が生きておりましたら二人で喜びを分かち合えたのにと感じております。

両親より長生きして私は84歳、これから先子供たちに迷惑をかけない様にと健康に注意して過ごしております。

駄句を一句

孫達の良縁祈る神無月

富山県 杉坂 富美子 (84歳)

「腕に覚えあり」50年ぶりの和船の櫓漕ぎ

フルタイムの間は15回の全国転勤、リタイア後はボランティアの仕事で10年間勤めて、同年の糟糠の妻との2人だけの生活に入ったと思ったら、71歳を越えていた。別々に家庭を持っている子供達からは、持ち物を整理しておくように言われて、おもむろに始めていた昨年10月24日のテレビ放送で、東京は江東区の横十間川親水公園で、和船の技術伝承を目的とした無料の乗船体験や、希望者には櫓漕ぎ体験もさせてくれることを知った。

65年前の昭和20年の12月、朝鮮から着のみ着のまままで引揚げてきた着先口の口能登には東西4.5km、南北1.5kmの巴知潟があった。「私は、女としてこれ以上はない、という生活をしていたことがあったのだよ。」と話していた母の言葉とは全く激変した引揚げ後の毎日の中で、少しでも家計の足しになればと、私も幼少の頃から何でもやっていたが、ある時、漁師に弟子入りして櫓漕ぎを覚え、朝夕は渡し船の仕事もするようになっていた。

昭和35年春、口能登を離れた後、櫓を漕ぐ機会はなかったが、江東区役所に早速照会をして、本年7月7日、「本当に漕げるの」と訝しむ妻を乗せ、50年ぶりに櫓漕ぎに挑戦した。江戸の物資運搬を目的とし、主に川や堀で使われていた江戸の和船は、巴知潟のものより幅がやや広いように思われた。7艘ある和船の中には、銅製の金具が使われている文化財クラスの和船も残っている。

さて、半世紀ぶりに手にした櫓を両腕はきちんと覚えていた。船はちゃんと直進するし、Uターンも櫓1本でなんなくできて、先輩から褒められたのだった。これからは両腕には櫓漕ぎをさせたいと思っており、できれば「矢切の渡し」で、一度漕いでみたいとひそかに願っているところである。

東京都 酒井 澄 (73歳)

[表紙写真募集]

平成23年5月号の本誌の表紙写真を募集します。5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご投稿ください。

写真は、L又は2Lサイズのプリントで、別紙に撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。なお、5月号の応募締切は平成23年2月28日です。

平成23年 年金カレンダー



お目につくところに掲示してご利用ください(事情により日程が変わることもあります。)

時期	定期支給関係	その他
1月	中旬 	退職(共済)年金等の受給者の方へ『平成22年分公的年金等源泉徴収票(ハガキ形式)』発送予定
2月	15日 定期支給(12月・1月分)	平成22年分確定申告(2月16日～3月15日)
4月	15日 定期支給(2月・3月分)	
5月	中旬 	『共済年金だより101号』発送予定
6月	中旬 15日 定期支給(4月・5月分)	『年金支払通知書』(※)発送予定
8月	15日 定期支給(6月・7月分)	
10月	初旬 14日 定期支給(8月・9月分) 	『平成24年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』発送予定 〈提出期限:11月中旬〉 『共済年金だより102号』発送予定
12月	中旬 15日 定期支給(10月・11月分)	『共済年金だより103号』発送予定

(※)『年金支払通知書』は、毎年6月定期支給分から翌年4月定期支給分までの支給額等をお知らせしています。支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせしています。

ご 注 意
く だ さ い

年金払渡金融機関変更の期限は、毎支給月の前月の15日の締切日までにご提出ください。なお、提出日によっては、次回の定期支給日までに変更が間に合わない場合がございますのでご了承ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
(03)3265-8141 (代表)

- ◆お問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。
- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)